

# 施策マネジメントシート(令和4年度目標達成度評価)

シート1

作成日 令和 5 年 10 月 2 日

## 施策体系

政策名(基本方針)	6	産業の健康	施策名	26	農業の振興
-----------	---	-------	-----	----	-------

施策統括部	産業振興部	関係課	商工振興課・農業委員会
施策主管課	農政課		

### 1 施策の目的と指標

対象	市内の認定農業者	意図	経営が安定している
----	----------	----	-----------

成果指標		単位
A	認定農業者数	経営体
B	生産農業所得(認定農業者一戸当たり)	千円
C	認定農業者の法人化率	%
D		

### 2 指標等の推移

成果指標	30年度 現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること
A 経営体	238	成り行き値	234	230	227	224	○	高齢等を理由に認定農業者を更新されない農業者もいましたが、新規就農者を認定農業者として認定、及び市外在住の農業者を認定した件数が増えており増加となっています。
		目標値	238	238	238	238		
		実績値	238	244	258			
B 千円	5,300	成り行き値	5,400	5,500	5,610	5,720	△	コロナ禍による外食向け食材の低調傾向が、家庭内での消費拡大に切り替わった事により収入は増加しましたが、農業用資材、飼料、肥料等の経費高騰の影響を受け、概ね横ばいで推移したと考えられます。
		目標値	5,850	6,400	6,950	7,500		
		実績値	6,634.0	6,814.0	6,893.0			
C %	19.3	成り行き値	20	20	20	20	○	既農業団体等と設立に向けた話し合いを行いました。が、新たな法人設立までには至りませんでした。しかし、新規法人の認定により増となっております。
		目標値	20	21	22	23		
		実績値	20	20	22			
D		成り行き値						
		目標値						
		実績値						

※【評価】 ○:目標達成 △:目標をほぼ達成(-5%) ×:目標を未達成

事務事業数・コスト			2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数			本数	41	39	40	
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	20,050	35,353	10,659	
		都道府県支出金	千円	70,799	68,407	110,361	
		地方債	千円	17,300	0	0	
		その他	千円	3,131	0	8,130	
		繰入金	千円	0	12,308	0	
		一般財源	千円	136,881	137,732	154,342	
	事業費計(A)		千円	248,161	253,800	283,492	0
	(A)のうち指定経費		千円	66,950	66,645	1,671	
(A)のうち時間外、特殊勤務手当		千円	918	775	733		
人件費	延べ業務時間		時間	16,514	17,121	16,425	
	人件費計(B)		千円	65,112	66,943	62,513	
トータルコスト(A)+(B)			千円	313,273	320,743	346,005	0

※成果指標の目標値設定とその根拠(上段)・成果指標の測定企画(下段)

A	<p>認定農業者数(経営体)の成り行き値は、農業従事者の高齢化に伴い減少していくと見込まれ、「熊本県食糧・農業・農村計画」の熊本県目標数値の減少率を参考に、令和5年度は224経営体としました。目標値については、Uターン者や非農家からの就農など毎年4名程度の新規就農があり(平成30年度就農給付金実績21経営体27名)、新規就農者が行う経営安定に向けての取り組みに対して支援し、人・農地プランによる青年就農給付金の給付や法人化等への支援を行うことで減少幅を抑え、認定新規就農者から認定農業者への移行を推進していくことで横ばいを保持し、令和5年度は238経営体としました。</p>
B	<p>生産農業所得(認定農業者1経営体当り)は認定農業者の収入の平均より算出しました。平成30年度の実績値において、認定農業者の生産農業所得の算定を精査し5,300千円を現状値としました。成り行き値は経済状況や国際的動き等により変化することを踏まえ、期待物価上昇率(2%)程度の伸びで推移するものとして設定しました。目標値は、人・農地プランによる農地、技術等を集結し、農業所得の安定化を図り、農業をより魅力的なものにするための農業施策を展開し、併せて農業関係団体との連携、また国・県等の補助事業の活用、担い手育成総合支援協議会も取組の強化を図ることで、令和5年度の目標値を「合志市農業経営基盤強化構想」に掲げる7,500千円と設定しました。</p>
C	<p>認定農業者の法人化率は、認定農業者の中で法人組織に会員として加入している者の割合で算出しました。平成30年度の実績値は19.3%で「熊本県食糧・農業・農村計画」による目標値(14.0%)よりも高く、さらに成り行き値は認定農業者数の減少によって上昇する可能性もありますが、担い手となる法人組織への加入が進まないこともあり、ほぼ横ばいの20%で推移すると設定しました。目標値においては、「熊本県食糧・農業・農村計画」における法人組織の増加率を参考に令和5年度を23.0%と設定しました。</p>

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

- ・生産性の向上と多彩な担い手(新規就農者、農業に参入する企業など)の育成を推進します。
- ・農家の所得向上を目指した農業の振興を図ります。
- ・農商工連携、医福食農連携等による6次産業化やブランド化戦略を推進します。(地理的表示(GI)保護制度の活用等)

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割

- ・市民は、農業の現状を理解し、地産地消に努めます
- ・生産者は、消費者のニーズを把握し、高付加価値の作物作りを行います。
- ・生産者は、農作業の労働時間の短縮や省力化に努めます。
- ・クマモト未来型農産業コンソーシアム推進協議会は、農業者、地域企業との連携を通じ、農業が抱える課題の解決を図ります。

行政の役割(市がやるべきこと)

- ・市は、農業者が取り組む農業経営計画の実施に対する支援を行います。
- ・市は、関係機関(民間企業、国、県、JA、クラッシュノこうし等)と連携し、販路開拓を進めます。
- ・市は、関係者(土地改良区、担い手農家など)と連携し、生産性向上につながる農業用施設の改築や更新に取り組めます。
- ・市は、6次産業化及び農商工連携推進のための連絡調整や支援を行います。
- ・市は、農産業に関する関係機関(JA、農研機構)や企業との連携を強化し、新たな農業のあり方を検討します。
- ・市は、農道や農業用施設(用排水やため池)を適切に管理し承継していくための設備環境を整備します。(農業用施設等長寿命化計画)
- ・市は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地集積・集約化の仲介を図ります。
- ・家畜伝染病の発生による緊急事態に備え、熊本県との情報伝達をはじめ、防疫体制の確立を図ります。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

・農業、農村構造が変化しており、農業者の減少と高齢化が進んでいます。また農地は、住宅や店舗等の広がりにより混在化しています。  
 ・営農支援員を配置し、新規就農者へ営農指導や農作物のブランド化に取り組んでいます。  
 ・農道や農業用施設(用排水やため池)は、データやシステムによる管理ができていません。  
 ・農地などに影響を与える道路整備計画等(地域高規格道路や住宅開発など)の情報収集を行っています。  
 ・国内では、家畜伝染病の発生や鳥獣被害が増加しています。  
 ・稼げる農業の基盤づくりとして、関係機関(商工部門、農研機構、包括連携協定団体など)と連携し、6次産業化及び農商工連携の推進やブランド化に取り組んでいます。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?

(令和4年度(令和3年度振り返り)の施策評価における議会意見)  
 ・コロナ禍やウクライナ危機による世情の動きを敏感に察知し、農家の声を随時吸い上げ必要な対策を講じること。  
 ・食の重要性をしっかりと捉え後継者の確保をはじめとした農業経営維持の支援を行うこと。  
 ・市農業ブランド強化及び新技術利用促進等に支援対策を講じること。

(令和4年度(令和3年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)  
 ・社会情勢に応じた農業者への支援を行うこと  
 ・付加価値をつけた農産物に対する販路拡大の支援を行うこと  
 ・農業法人の立ち上げの推進に向けた具体的な内容を提示すること  
 ・農商工連携事業について継続した事業展開をすること  
 ・スマート農業を推進すること

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和4年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

①「地域の農業を支えていく担い手が、効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約に向けて、地域での話し合いを活性化させ「人・農地プランの実質化」を進めます。また、農作業の自動化や省力化のため、スマート農業への取り組みを支援します。」については、令和2年度に、市内を11地区に分けて人・農地プランの実質化を行っており、令和3年度には、検討会において新たな中心経営体の位置付け等を行っております。令和4年度には前年度同様、検討会の実施を行い、地域計画作成のため、工程表の作成を行いました。また、スマート農業への取り組みの支援につきましては、市独自の支援事業を創設し、令和5年度に予算化しました。

②「合志地域の集落営農組織をはじめ、農業法人化を重点的に推進します。」については、定期的に法人化の対策会議を開催し、法人化要件の確認についてなど農業団体(JA)や既農業法人と連携し設立に向けた話し合いを行いました。新たな法人立ち上げまでは至りませんでした。今後も継続して推進を行います。

③「地域の農商工団体及び企業が参画する協議会との農商工連携や六次産業化をさらに推進します。」については、農政課と商工振興課が連携し開発した、合志市の特産たけのこを使用した新商品「麻婆筍まん」を、連携協定を締結している川崎フロンターレのホームゲームでの物産展「熱闘合志園」や地元物産館「クラッシーノ・マルシェ」で販促活動を行ないました。

④「農業を取り巻く環境変化の影響を受ける農業者への支援について、課題を分析し、農業者及び関係団体(土地改良区等)との協議を進めます。」については、農村環境保全活動に取り組んでいる多面的機能支払活動組織への補助金交付支援により、農家が減少している状況の中、非農家の地域住民を巻き込み、農業用施設の補修や農村環境の保全に寄与する事ができました。今後も農業を取り巻く環境の変化は続くと思われるため、農業者及び関係団体との協議を進めていきます。

⑤「新規就農者をはじめ農業者への支援策や経営指導、営農指導の充実を図ります。」については、新規就農者支援として、従来からの「就農奨励金交付事業」に加え、国の新規就農者支援事業に該当しない、親元就農等を行った新規就農者に対する支援事業を創設しました。また、国制度の「農業次世代人材投資資金」の交付を行い、営農指導員を配置し、認定新規就農者への圃場巡回等によるサポート、県主催の研修案内等を行いました。燃油や肥料、飼料等の高騰対策として、2度に渡り農業者への支援を行いました。

⑥「家畜伝染病への防疫体制整備とともに、カラス被害やイノシシ、サル、シカ等の獣害対策の研究、警察や駆除隊との連携体制を強化し、市民への迅速な情報提供を行います。」については、市の防疫名簿の更新及び、防疫体制職員向けの説明会を開催し、家畜伝染病の発生に備えた体制作りを行ないました。また例年実施しております、駆除隊によるカラス駆除実施時に各地域からの農作物被害情報を駆除隊と共有しつつ、駆除を行ないました。イノシシやサル等の目撃情報があった場合は、速やかに現地確認を行い警察等との情報共有を行い、ホームページや防災無線を通じて市民への注意喚起を行いました。

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、令和4年度施策の成果を向上させるために最も貢献した事業として、強い農業づくり交付金事業があげられました。  
 貢献した事業としては、農業戸別所得補償制度対策事業、繁殖牛導入資金助成金事業、農道・用排水路等整備事業、燃料・飼料等高騰対策支援事業があげられました。

②施策の課題(令和4年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・多彩な担い手(新規就農者、農業に参入する企業など)の育成・確保が必要です。
- ・農業経営効率化のため農地の集積、集約化を図るとともに、農作業負担の軽減に向けて農業従事者の省力化を図る必要があります。
- ・消費者からは、安全で安心できる高付加価値の農産物を生産することが求められています。
- ・農道や農業用施設(用排水やため池)を適切に管理し承継していく必要があります。
- ・農地などに影響を与える道路や開発計画等に対しては、早い段階からの調整や協議が必要です。
- ・家畜伝染病に備えた防疫体制を確立し、発生を抑えるための農家への啓発が必要です。
- ・鳥獣被害対策は、市民への迅速な情報提供及び熊本県や警察署との連携が必要です。
- ・さらなる6次産業化、農商工連携を進めるため、ブランド化や特産品の創出及び販路拡大が急務です。
- ・農商工連携による結び付きを強化するため、商工業者側(企業など)から農業への参入促進が必要です。

5 施策の令和4年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和5年7月20日)

- ・「実質化された人・農地プラン」に基づき、新規就農を促す取り組みや農地集積による農家所得の向上に向けた取り組みを行っていくこと。
- ・農業委員会と農地中間管理機構と連携して、農地の流動化を推進すること。
- ・新規就農者をはじめとし、農業経営者へ経営指導、営農指導などの充実及びスマート農業を推進していくこと。
- ・集落営農、機械作業受託組織で行う新たな農業経営を推進すること。
- ・6次産業化、農商工連携をさらに進め、農産物の付加価値向上を推進すること。
- ・農業を取り巻く環境の変化に対応した支援を行うこと。

②総合政策審議会での指摘事項(令和5年8月3日、8月10日、9月1日のまとめ)

- ・社会情勢に応じた農業者への支援を行うこと。
- ・新規就農者が増えるような取り組みをすること。
- ・農商工連携事業について継続した事業展開をすること。
- ・スマート農業を推進すること。

③議会の行政評価における指摘事項(令和5年9月1日)

- ・ふるさと納税返礼品等を通じ、本市農産物(ブランド化)をアピールすること。
- ・生産資材や飼料の高騰により農家は危機的状況である。このままでは、新規就農者が挫折しても仕方ないほどである。農業の多面的機能を鑑み継続的な支援をすること。
- ・地産地消を推進し、市の食料安全保障に取り組むこと。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和6年度合志市経営方針(令和5年10月2日)

令和6年度から施策26から施策23へ施策番号の変更

- ①地域の農業を支えていく担い手の効率的な農地利用や、農地の集積・集約に向けて、地域や関係団体と連携し、地域計画(人・農地プラン)の策定を進めます。また、農作業の自動化や省力化のため、スマート農業への取り組みを支援します。
- ②合志地域の集落営農組織をはじめ、農業法人化を推進します。
- ③地域の農商工団体及び企業が参画する協議会との連携を図りながら、農業への企業等の参入や、農福商連携、地産地消、6次産業化をさらに推進します。また、本市農産物の販売促進を行います。
- ④農地などに影響を与える道路や開発計画等については、課題を分析し、営農への影響を最小限にするため関係団体との協議を行います。また、開発等に伴い減少した農地について、近隣市町等も含めた広域的な対策の協議を行います。
- ⑤新規就農者をはじめ、農業者への社会情勢に応じた支援策の検討や経営指導、営農指導を引き続き実施します。